

建設共済保険とは？

建設業およびこれに関連して行う建設業以外の事業に従事する労働者が、業務上または通勤途上に災害を被り死亡、重度の身体障害を残した場合、または傷病の状態にある場合に国の労災保険の給付に上乗せして保険金を支払う制度です。

建設共済保険の加入方式

基幹契約

年間完成工事高契約

被災者補償

諸費用補償

直前1年間の完成工事高（元請の甲型共同企業体工事高、海外工事高および消費税を除く）により掛金を算出し、元請工事、下請工事にかかわらず保険契約者が施工する建設工事現場（労災保険上の建設有期事業）に就労する労働者およびその下請負人（下位の下請負人を含む）の雇用する労働者および、保険契約者を補償する契約です。

付随契約

関連事業契約

被災者補償

諸費用補償

年間完成工事高契約の保険契約者を除く役員、契約者雇用の事務職員、建設業に関連して行う建設業以外の事業（労災保険上の林業および継続事業）で働く労働者を補償する契約です。

付随契約

甲型共同企業体契約

被災者補償

諸費用補償

年間完成工事高契約の保険契約者が甲型共同企業体の代表者または構成員となった場合に、そのいずれか1社が別途契約して工事現場で働く労働者を上記の年間完成工事高契約と同様に補償する契約です。
※詳しくは共済団までお問い合わせください。

《建設共済保険の掛金について》

建設共済保険の掛金は次の1及び2で構成されており、ご契約の際はこれらを全体として共済団に払い込んでいただきます。

1. 掛金全体の85%を保険料相当分として建設共済保険事業に充当します。
2. 掛金全体の15%を共済事業相当分として労働安全衛生推進事業、育英奨学事業などに充当します。

年間完成工事高契約の特長

- ① 建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ② 被災者への補償はもちろんのこと、災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③ 同一事故で多数被災した場合や契約期間中の複数事故でも補償額の上限無し
- ④ 元請・下請を問わず無記名補償し、同一現場における重複支払いも可能
- ⑤ 代表者（保険契約者）も補償、掛金は不要
- ⑥ 経営事項審査において15点の加算

共済団の実施するその他の事業も対象に（資料裏面に記載）

保険金

保険金は、被災者等に対する追加的補償を行う保険金（被災者補償）と、労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する保険金（諸費用補償）で構成されています。
保険金の種類は、「死亡保険」「障害保険金（障害1～7級）」「傷病保険金（傷病1～3級）」になります。

保険金区分合計表

保険金の種類	保険金区分合計 (被災者補償保険金区分) (諸費用補償保険金区分)	4,000万円 (2,000万円) (2,000万円)	3,000万円 (1,500万円) (1,500万円)	2,000万円 (1,000万円) (1,000万円)	1,000万円 (500万円) (500万円)
死亡保険金 障害保険金（障害1,2,3級） 傷病保険金（傷病1,2,3級）		4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
障害保険金（障害4,5級）		3,200万円	2,400万円	1,600万円	800万円
障害保険金（障害6,7級）		2,400万円	1,800万円	1,200万円	600万円

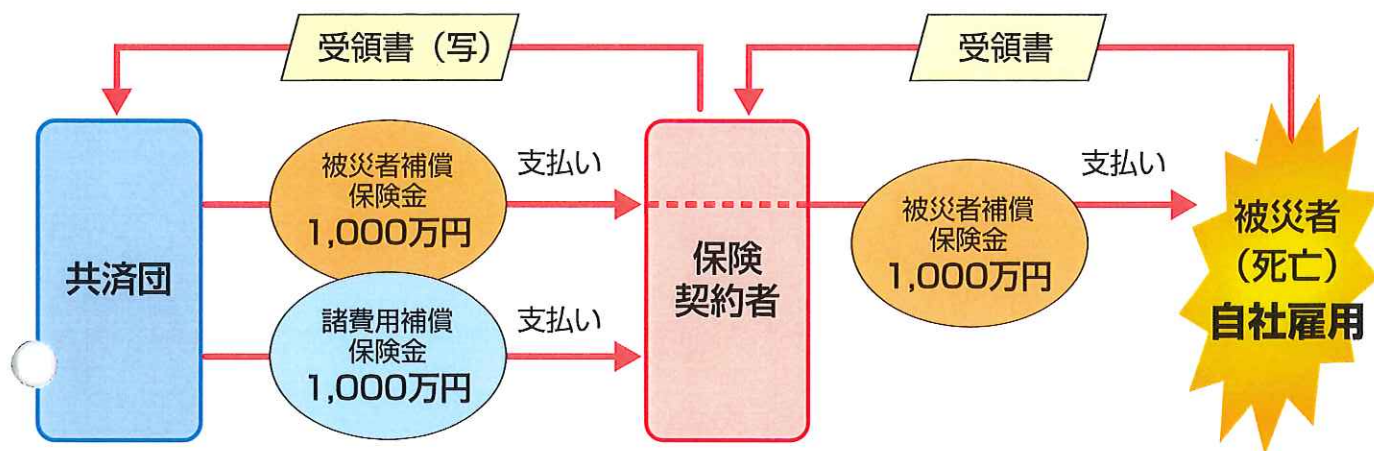
* 被災者補償の保険金区分を1,000万円でご選択いただいた場合は、諸費用補償も同額の1,000万円でご契約いただきますので、
 保険金区分合計は2,000万円になります。

■ 保険金の支払方法は次のとおりになります。

1 被災者補償保険金

① 保険契約者が雇用する労働者については、契約金額の保険金を保険契約者に支払います。

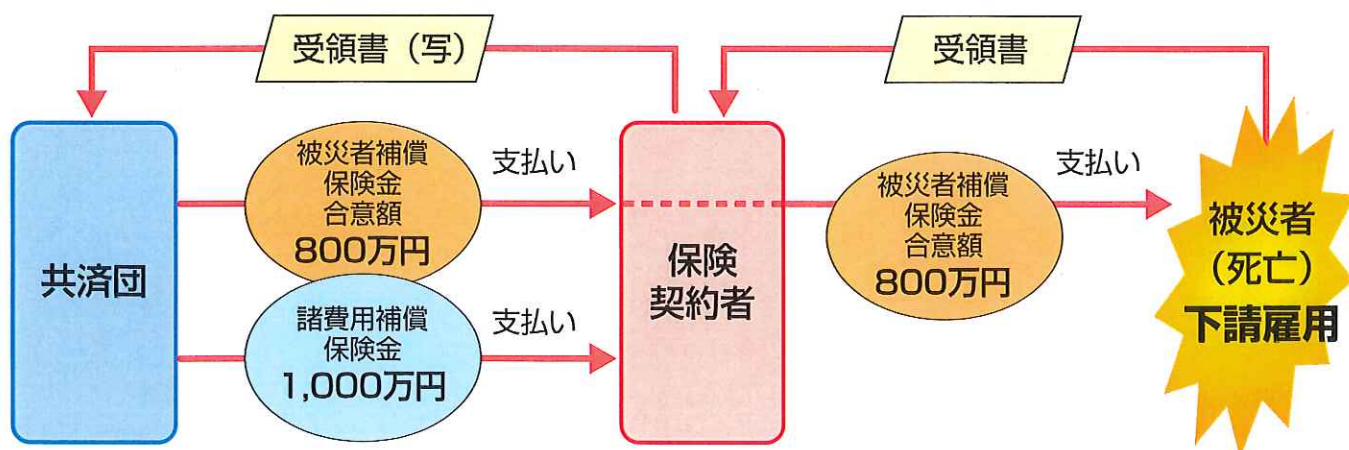
例】保険金区分合計2,000万円で加入（自社雇用の労働者が1名死亡）



② - 1 下請負人が雇用する労働者については、契約金額の保険金を上限として被災者等との合意額において保険契約者が負担する金額を保険金として支払います。

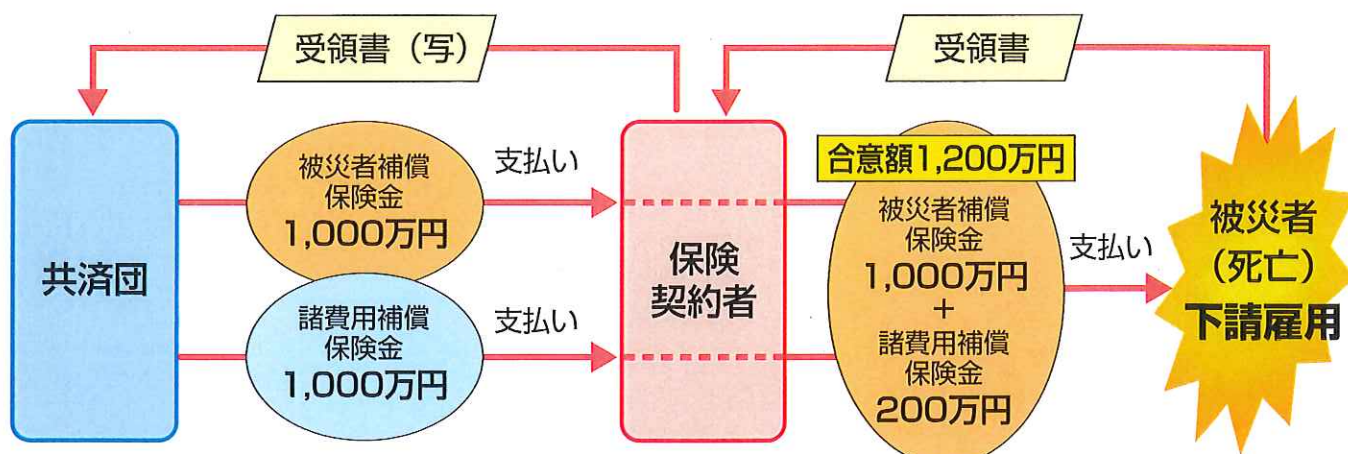
例】保険金区分合計2,000万円で加入（下請雇用の労働者が1名死亡）

〔保険契約者の負担額が800万円のケース〕



2-2

例】保険金区分合計2,000万円で加入（下請雇用の労働者が1名死亡）
〔保険契約者の負担額が1,200万円のケース〕



③ ①、②いずれの場合も、受領書等被災者等に支払ったことを証する書類を提出していただきます。

2 諸費用補償保険金

被災者等との合意額に関係なく、契約金額の保険金を保険契約者に支払います。
ただし、被災者補償保険金を被災者等に全く支払わない場合は、諸費用補償保険金は支払いません。
また、既に諸費用補償保険金を受領している場合は全額返還していただきます。

掛金

■直前1年間の完成工事高に所定の掛金率合計を乗じて算出します。

掛金率合計表

(千分率)

建設工事種類	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
土木一式工事 他3工事	1.52	1.14	0.76	0.38
建築一式工事 他25工事	0.58	0.435	0.29	0.145

* 土木一式工事他3工事：土木、とび・土工・コンクリート、水道施設、解体

* 建築一式工事他25工事：建築、大工、左官、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、ぼ装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、消防施設、清掃施設、その他工事（除草、除雪含む）

【無事故割引】

直前1年間の 完成工事高	2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
無事故割引率 (最高)	12%	24%	36%	48%	60%	72%

例 完成工事高……1億円・保険金区分合計……2,000万円

	完成工事高	掛金率合計	無事故割引	年間掛金
土木	1億円	$\times \frac{0.76}{1,000}$	$\times \frac{88}{100}$	= 66,880円
建築	1億円	$\times \frac{0.29}{1,000}$	$\times \frac{88}{100}$	= 25,520円

1 建設業に関連して行う建設業以外の事業(労災保険上の「林業」および「継続事業」)で働く労働者を補償する場合

■算式……労災・前年度確定保険料×掛金率合計/100=年間掛金

掛金率

掛金率合計表

(百分率)

事業種類	保険金区分合計	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
その他の各種事業(事務職員等)	(94)	28	21	14	7
林業	(02)(03)	72	54	36	18
採石業、その他の鉱業	(25)(26)	52	39	26	13
化学工業、貨物取扱事業	(47)(72)	36	27	18	9
金属製品製造業又は金属加工業	(54)	24	18	12	6
ガラス又はセメント製造業	(48)	16	12	8	4

*上記事業種類以外の加入をご希望の場合は共済団までお問い合わせください。(事業種類は労災保険法と同じです。)

2 貴社役員を補償する場合

*代表者(保険契約者)は年間完成工事高契約で補償されておりますので加入の必要はございません。

また、保険契約者および貴社役員の補償については労災保険の特別加入をすることができる方が対象となりますが、実際に特別加入をしていなくても補償の対象となります。

■算式……1人あたりの年額×人数=掛金

保険金区分合計	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
1人あたりの年額	28,800円	21,600円	14,400円	7,200円

年間完成工事高契約掛金早見表

(年間掛金 単位: 円)

完成工事高	業種	保険金区分合計				無事故割引率
		4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	
1億円	土木一式	133,760	100,320	66,880	33,440	12%
	建築一式	51,040	38,280	25,520	12,760	
2億円	土木一式	231,040	173,280	115,520	57,760	24%
	建築一式	88,160	66,120	44,080	22,040	
5億円	土木一式	486,400	364,800	243,200	121,600	36%
	建築一式	185,600	139,200	92,800	46,400	
10億円	土木一式	790,400	592,800	395,200	197,600	48%
	建築一式	301,600	226,200	150,800	75,400	
50億円	土木一式	3,040,000	2,280,000	1,520,000	760,000	60%
	建築一式	1,160,000	870,000	580,000	290,000	
100億円	土木一式	4,256,000	3,192,000	2,128,000	1,064,000	72%
	建築一式	1,624,000	1,218,000	812,000	406,000	

*完成工事高が全土木一式または全建築一式の場合です。

*表記掛金は無事故割引を差し引いた金額です。